

令和8年7月29日
九州地方整備局

防災拠点自動車駐車場の利用制限を行い、 インフラ復旧作業に活用します



この度、熊本地震におけるインフラ復旧作業のため、防災拠点自動車駐車場として指定されている道の駅「たのうら」において、道路法第48条の29の3に基づき、道路管理者の九州地方整備局が一般利用の制限を行います。

これにより、制限区域内を復旧車両の駐車スペース等に活用し、九州電力株が実施する復旧作業に活用します。

- 1 対象施設 道の駅「たのうら」
(熊本県葦北郡芦北町大字田浦657)
- 2 開始日 令和8年7月29日（水）から
- 3 制限範囲 道の駅区域内の自動車駐車場の一部範囲
※詳細は別紙参照

【問い合わせ先】

国土交通省



九州地方整備局

技術副所長

交通対策課長

熊本河川国道事務所

てらおか たけひこ
寺岡 岳彦

たけお りゅういち
竹尾 竜一

電話：096-382-1111（代表）

住所：熊本県熊本市東区西原1丁目12-1

【防災拠点自動車駐車場とは】

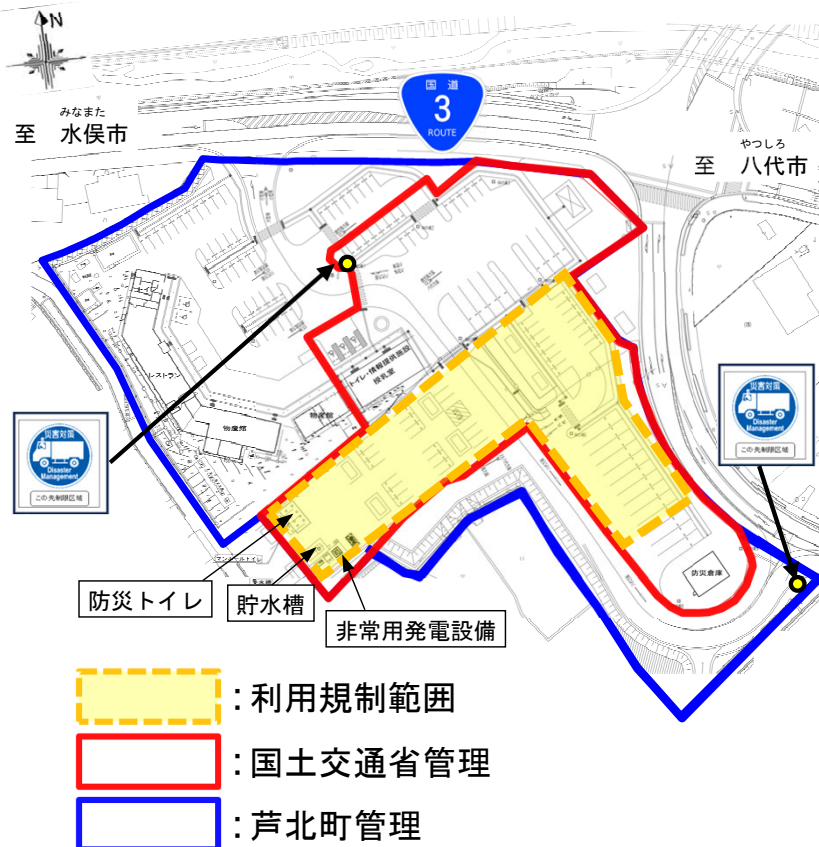
災害時において、広域的な災害応急対策を迅速に実施するための拠点を確保することが重要であることを踏まえ、地域防災計画等に位置づけられた「道の駅」や高速道路のサービスエリア・パーキングエリアの自動車駐車場を「防災拠点自動車駐車場」として指定。

道の駅「たのうら」は、令和4年3月に防災拠点自動車駐車場として指定。

位置図



一般車両の利用制限範囲



制限区域の活用イメージ



道の駅たのうら（防災拠点自動車駐車場）における
一般車両の利用禁止（制限）について

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の29第3項及び第48条の29第4項の規定に基づき、下記の自動車駐車場について、広域災害応急対策の拠点としての利用以外の利用の禁止と制限を実施します。

令和8年7月29日

国土交通省 九州地方整備局
熊本河川国道事務所長

路線名	防災拠点自動車駐車場の 利用の禁止・制限を実施する 自動車駐車場	所在地	制限期間
一般国道3号	道の駅「たのうら」の自動車駐車場	熊本県葦北郡芦北町大字田浦657	令和8年7月29日より制限解除通知日まで

※上記期間中は、許可を得ていない車両の駐車はできません。

